行政サービス実施コスト計算書（感染救済勘定）

自　平成20年４月１日　至　平成21年３月31日

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ　業務費用			
⑴　損益計算書上の費用			
感染救済給付金	10,301,944		
責任準備金繰入	1,594,389		
その他業務費	59,945,214		
一般管理費	5,382,542	77,224,089	
⑵　（控除）自己収入等			
拠出金収入	△　620,069,800		
財務収益	△　32,685,089	△　652,754,889	
業務費用合計			△　575,530,800
Ⅱ　引当外賞与見積額			△　94,150
Ⅲ　引当外退職給付増加見積額			331,000
Ⅳ　行政サービス実施コスト			△　575,293,950

注　記

Ⅰ．重要な会計方針

１．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）によっております。

２．減価償却の会計処理方法

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員等の翌期賞与支給見込額のうち当期発生分を計上しております。

ただし、当該支給見込額のうち、補助金により財源措置がなされる分については、引当金を計上しておりません。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

役職員の退職給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

５．責任準備金の計上基準

将来の救済給付金の支払に備えるため、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第30条の規定により、業務方法書で定めるところによる金額を計上しております。

６．消費税等の会計処理

税込方式によっております。

Ⅱ．重要な会計方針の変更

有形固定資産の減価償却方法の変更

法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成19年４月１日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、損益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

法人税法の改正に伴い、平成19年３月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により残存価額に到達した事業年度の翌事業年度より、残存価額と備忘価額との差額を５年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、損益に与える影響は軽微であります。

Ⅲ．注記事項

１．貸借対照表注記

有価証券注記

①　満期保有目的の債券で時価のあるもの

（単位：円）

区分	貸借対照表計上額	決算日における時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	2,102,525,069	2,138,070,000	35,544,931
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	397,201,792	395,320,000	△　1,881,792
合計	2,499,726,861	2,533,390,000	33,663,139

②　満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

（単位：円）

区分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
国債	0	0	0	0
政府保証債	0	0	900,000,000	0
地方債	0	0	600,000,000	0
事業債	0	0	200,000,000	0
財投機関債	0	0	500,000,000	0
特殊債	0	0	300,000,000	0
合計	0	0	2,500,000,000	0

２．損益計算書注記

拠出金収入は、救済業務を行うための財源として、医薬品等の製造販売業者等から納付される収入であります。

３．行政サービス実施コスト計算書注記

⑴　引当外賞与見積額

①当事業年度末の引当外賞与見積額　619,630円

②前事業年度末の引当外賞与見積額　713,780円

（差引）引当外賞与見積額（①－②）　△　94,150円

⑵　引当外退職給付増加見積額には、国からの出向役職員にかかるものを含んでおります。

Ⅳ．重要な債務負担行為

該当事項はありません。

Ⅴ．重要な後発事象

該当事項はありません。